「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく規制区域（中間案）及び法施行条例の改正事項（案）に対する意見の概要と本市の考え方について

〇意見の概要と本市の考え方

（１）規制区域（中間案）に対する意見（６件）

<table>
<tr><th>No.</th><th>意見の概要</th><th>本市の考え方</th></tr>
<tr><td>1</td><td>規制が過剰になることで、過度に経済的・社会的な負担が生じる可能性があると思う。規制のバランスが、地元経済や建設業に悪影響を与えないよう区域設定等を考えるべきである。</td><td rowspan="2">規制区域の指定は、一定規模を超える盛土等を行う場合に、許可対象とすることで事業者等に対して安全な土地の造成を求めていくものであり、盛土等を禁止するものではございません。
また、規制区域は「盛土等に伴う災害が発生するリスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要である」という国が示す考え方を踏まえながら、地域の状況も考慮し検討した結果、災害の防止とともに、市民の生命と財産を守るために本市全域を指定することが必要であると考えたものです。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>盛土規制により開発が停滞すれば、住宅供給やインフラ整備に影響を与え、経済成長が阻害される懸念がある。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>地形や環境の違いを考慮した、地域ごとのリスク評価が不十分である場合、規制が過剰になってしまうこともある。より精緻なリスク評価に基づく柔軟な検討が必要と考える。</td><td rowspan="2">規制区域には、許可対象規模が異なる２つの区域があり、主に「市街地や集落等、人家等がまとまって存在し、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア」を指定する「宅地造成等工事規制区域」と、主に「市街地から離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア」を指定する「特定盛土等規制区域」があります。
それぞれの区域の考え方を踏まえながら、地形や集落の規模、想定される災害など地域の状況も考慮し、本中間案としております。</td></tr>
<tr><td>4</td><td>低リスク地域においては規制を緩和するか、リスクに応じた段階的な規制が有効と考える。</td></tr>
<tr><td>5</td><td>過剰な規制によって本来の目的を超えた影響が出る場合には、法規制の運用方法や基準を柔軟に調整する必要がある。</td><td rowspan="2">規制区域は、地形や集落の規模など地域の状況も考慮し、指定するものでございます。
区域指定後は、法に基づき、おおむね５年ごとに基礎調査を実施し、集落規模の変化などがみられる場合には、適宜見直しを検討してまいります。</td></tr>
<tr><td>6</td><td>特に過疎地域では、さらに人口減少や経済停滞が加速するリスクも考えられ、地域特性を考慮した区域設定等の見直しが必要と考える。</td></tr>
</table>

（２）法施行条例の改正事項（案）に対する意見（１件）

No.	意見の概要	本市の考え方
7	規制強化によって、手続きや書類が増え、事業者にとって大きな負担となる。その結果、宅地開発が遅れ、コストの上昇も懸念される。特に中小規模の事業者には、こうした負担が重く、地域全体の経済活動に影響が出る可能性もある。	今回の条例改正で、宅地造成等工事規制区域における中間検査や定期報告の対象規模を引き下げることについては、将来的な災害のリスクを低減させるために必要な措置と考えております。

（３）その他の意見（１件）

No.	意見の概要	本市の考え方
8	盛土により隣地の日照時間を奪わないよう隣地の許可を得ること。	法においては、許可対象となる盛土を行う場合に、隣接地権者等の許可を得ることまでは求めておりませんが、工事主は許可申請前に、周辺住民に対して事前周知を行うことが定められております。